

泉区歯科医師会会則

Izumi Dental Association

---

---

**IDA**

---

---

**泉区歯科医師会**

令和3年4月1日

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この団体は、泉区歯科医師会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を会長の歯科医療機関内に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、各関係機関と連携のもと、公衆衛生・歯科口腔保健・地域医療の普及向上及び啓発に寄与し、会員の歯科医学の進歩発展向上を図り、且つ会員相互の親睦を図ると共に福祉の向上支援を目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 公衆衛生・歯科口腔保健の向上と普及啓発に関する事項
2. 地域医療の進歩発展に関する事項
3. 歯科医学・歯科医療の進歩発展に関する事項
4. 歯科医師の研修に関する事項
5. 会員の福祉・歯科医業の向上に関する事項
6. その他本会の目的を達成するに必要な事項

## 第 3 章 会員

(会員)

第 5 条 本会は、次の会員を置く。

1. 正会員
2. 準会員
3. 特別会員

2 項 前項に掲げる会員の資格は、重複して取得することはできない。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員となる者は、本会の目的及び事業に賛同した者とする。

2 項 入会希望者は、別に定める入会申請書等を本会に提出しなければならない。

3 項 本会は、入会の諾否について、原則として入会申請書が提出された月に理事会で協議し、決定しなければならない。

4 項 入会希望者は、理事会で入会の承認を受けたことをもって入会とみなされ、同日より会員の資格を得る。

5 項 入会希望者が入会申請書を提出した月の翌月以降に入会を希望する場合は、その希望日から会員の資格を得ることができる。ただし、3 項に掲げる理事会が当該

希望日以降に開催され、入会承認を得た場合は、当該希望日に遡及して会員の資格を得ることができる。

6項 本会は、3項に規定する諾否を決定した場合、当該申請者にその旨を通知する。

(会員の権利)

第7条 正会員は、本会の行事等に参加・協力し、また意見を述べることができる。

2項 準会員は、別に定める本会の行事へ参加することができる。

3項 特別会員は、正会員と同等の行事へ参加することができる。

4項 会員は、本会が発行する資料等の頒布を受けること又は購入することができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、理事会及び総会の決定事項に服する義務を負い、その目的達成に協力しなければならない。

2項 会員は、別に定める会費を本会へ支払う義務を負い、会費の額及び支払い方法は理事会で協議し、総会で決定する。

3項 会員は、入会申請時に届け出た事項に変更がある場合、変更届に必要な事項を記載の上、本会に提出しなければならない。

(会員の任意退会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、退会届に必要な事項を記載の上、本会に提出しなければならない。

2項 退会に際しては、支払った入会金及び所定の会費等の返還を求めることはできない。

(会費等の未納に伴う退会)

第10条 本会は、会員が1年を超える期間にわたり会費を滞納した場合は催告し、納入の意思がない場合は理事会で協議し、退会させることができる。

2項 前項に掲げる退会者は、未払いの会費を支払う義務がある。

3項 本条に規定する退会者が再入会を希望する場合は、未払いの会費を完納し、理事会の承認を得なければならない。

(戒告・除名)

第11条 本会は、会員が次のいずれかに該当する場合、理事会で協議し、戒告又は除名をすることができる。

1. 歯科医師としての職務をけがした場合
2. 本会の体面をけがした場合
3. 本会の規律をみだした場合
4. 会員たる義務を怠った場合

第4章 役員

(役員の設定)

第12条 本会は、次の役員を置くことができる。

1. 会長
2. 副会長
3. 理事
4. 監事
5. 顧問
6. 相談役

2項 本会は、理事会の要請を受け、外部から顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第13条 会長の選任は、別に定める選挙規定に基づき、実施される。

- 2項 副会長、理事、監事、顧問及び相談役の選任は、会長の委嘱により実施される。
- 3項 役員を代行する者の選任は、理事会により適宜実施される。

(役員職務)

第14条 本会の役員は、次の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し、業務全般を総括する
2. 副会長は、会長を補佐する
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務全般の執行管理をする
4. 理事は、委員会を組織し、本会の専任業務の執行管理をする
5. 監事は、会の事業及び会計を監査する
6. 顧問は、業務全般の相談を受け、意見を述べる
7. 相談役は、業務全般の諸問題について適当な助言又は調停をする

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とし、7月1日に始まり翌々年6月30日に終わる。また、任期満了後の再任は妨げられない。

(代議員選任)

第16条 神奈川県歯科医師会代議員及び横浜市歯科医師会代議員（以下、「出向代議員」という。）の選任は、各出向代議員が所属する組織の定款施行諸規則及び別に定める選挙規定に基づき、実施される。

## 第5章 会議

(会議)

第17条 本会は、次の会議を行う。

1. 総会
2. 理事会
3. 役員会

#### 4. 委員会

2項 会議を行う者は、当該会議の議事録を作成し、保管する。

##### (総会)

第18条 総会は、第5条に掲げる会員をもって構成される。

2項 総会は、定時総会及び臨時総会で構成される。定時総会は年1回又は2回開催され、臨時総会は会長又は監事から会議の目的たる事項を示した請求により開催される。

3項 総会の開催は、会員の過半数の出席を要する。

4項 総会の議決は、出席する会員の過半数を要する。

5項 会員が止むを得ない事由で総会に出席できない場合は、委任状をもって出席とみなされ、その議決権を委任することができる。

##### (理事会)

第19条 理事会は、第12条に掲げる役員をもって構成される。

2項 理事会は、会長が招集し、概ね毎月開催される。

3項 理事会は、第4条に掲げる事業執行の協議及び議決を行う。

4項 理事会の議決は、全ての役員の過半数を要する。

##### (役員会)

第20条 役員会は、次の役員をもって構成される。

1. 会長
2. 副会長
3. 専務理事
4. 庶務理事
5. 会計理事
6. 監事
7. 顧問
8. 相談役

2項 役員会は、前項に掲げる役員からの請求により開催される。

3項 役員会の議決は、本条に掲げる役員の過半数を要する。

##### (委員会)

第21条 委員会は、第5条に掲げる会員をもって構成される。

2項 委員会は、理事が招集し、適宜開催される。

3項 委員会は、第4条に掲げる事業の協議及び運営を行う。

4項 委員会の議決は、出席者の過半数を要する。

5項 委員会の任期は、2年とし、7月1日に始まり翌々年6月30日に終わる。

##### (特別委員会)

第22条 本会は、特別委員会を置くことができる。

2項 特別委員会は、第5条に掲げる会員をもって構成される。

3項 特別委員会は、会長又は監事が必要と認めたときに開催され、答申にあたる。

4項 特別委員会の議決は、出席者の過半数を要する。

5項 特別委員会の会期は、当該案件の答申までの期間とする。

## 第6章 会計

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第24条 本会の事業計画書及び予算書は、理事会で協議し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告書及び決算書は、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

## 第7章 会則の変更

(会則の変更)

第26条 本会則の変更は、第18条に規定する総会の議決を要する。ただし、細則の変更は、その限りではない。

2項 本会則に係る決議は、特段の指定がない限りその翌日から施行される。

## 付則

施行 平成13年4月1日

施行 平成21年4月1日

施行 平成22年4月1日

施行 平成27年4月1日

施行 平成29年4月1日

施行 平成30年4月1日

施行 令和3年4月1日

細則

- 第1条 本会は、会則第3条に規定する目的及び第4条に掲げる事業を達成するために、次の経費を支給する。
1. 役員手当
  2. 出動費
- 2項 役員手当の支給方法は、理事会で協議し、総会で決定する。
- 3項 出動費は、原則として講演会等の講師又は協力医等として、行政又は医師会等の他職種が主催する事業へ公務にて出動した場合で、出動先から謝礼、日当又は交通費等の支給がない場合に限り、理事会で協議し、支給する。
- 4項 出動費は、次のとおりとする。
1. 会員（役員を含む。）が行う、会員又は区民等に向けた講演会等の講演に係る費用
  2. 行政及び医師会等の臨時又は特別な会議等への出動に係る費用
  3. その他、必要に応じて理事会で協議し、決定した費用
- 第2条 会則第4条に掲げる事業は、次の項目を含める。
1. 会員相互の親睦及び研修を目的とする例会
  2. 会員の歯科医学進歩発展向上を図ることを目的とする学術研修会
- 第3条 会則第5条に掲げる正会員は、次の種別をいう。
1. 第1種会員：泉区内に診療所を開設、管理又は勤務する歯科医師
  2. 第2種会員：1) 第1種会員の泉区内の診療所において勤務し、将来、事業を継承する予定である歯科医師  
2) 第1種会員としての事業を他者に継承させた歯科医師
- 2項 会則第5条に掲げる準会員は、次の種別をいう。
1. 第3種会員：1) 第1種会員の泉区内の診療所に勤務する歯科医師  
2) 閉院により退会後、再度入会を希望する歯科医師  
3) いずれの種別にも該当しない者で、理事会にて承認された歯科医師
- 3項 会則第5条に掲げる特別会員は、総会において承認された学識経験者をいう。
- 第4条 本会会則第6条、第8条及び第9条に規定する書類の署名、記名及び押印については、原則として各様式に従う。
- 2項 会則が定めない書類において署名又は押印の必要性が不明な場合は、都度理事会で協議し、決定する。
- 第5条 会則第7条2項に規定する準会員は、次の事業に参加することができる。
1. 総会及び委員会
  2. 講演会、講習会又は研修会

2項 例会及び学術研修会は、参加に要する費用を別途支払うことで参加することができる。

第6条 会則第8条2項に規定する会費は、次に掲げるものとする。

1. 支部会費 [正会員] 第1種 6,000円/月 第2種 3,000円/月  
[準会員] 第3種 6,000円/年 [特別会員] 免除
2. 例会費 [正会員] 第1種 1,000円/月 第2種 1,000円/月  
[特別会員] 免除
3. 学術研修会費 [正会員] 第1種 2,000円/月 第2種 2,000円/月  
[特別会員] 免除

2項 在籍15年間を経過した会員が75歳に達した場合は、その翌年4月1日から前項に掲げる会費のうち支部会費の納入義務を免除する。

3項 準会員の支部会費は、年払いとし、会則第23条に規定する事業年度の初めに納入する。

第7条 前条に規定する会費決済方法は、次のとおりとする。

1. 正会員は、同月内決済
2. 準会員は、4月決済

第8条 会則第7条に規定する会員の資格の取得をした場合の会費決済方法は、次のとおりとする。

1. 正会員は、資格を取得した翌月からの月払い
  2. 準会員は、資格を取得した年度分の一括払い
- 2項 上記の規定にかかわらず、入会を承認した理事会が属する月の翌月以降に資格の取得を希望する場合、その希望月からとする。
- 3項 準会員の中途加入の場合は、資格を取得した翌月からの月割り額にて一括とする。

第9条 本会は、会則第10条に規定する会費等の未納に伴い退会させる者に対しその旨を通知し、未払いの会費を請求する。

2項 会則第10条3項に規定する再入会を希望する場合は、完納時期を鑑み理事会で対処する。

第10条 会則第11条に規定する再入会を希望する場合は、除名の経緯を鑑み理事会で対処する。

第11条 会則第12条に掲げる役員は、次の人数で構成される。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名（専務理事は1名）



4. 監事 2名以上
5. 顧問 0名又は若干名
6. 相談役 0名又は若干名

第12条 会則第13条及び第16条に規定する選任は、会則第5条に規定する正会員への公募により実施される。

2項 前項に掲げる公募は、理事会が掌握する。

3項 公募の結果、候補者が定数を超える場合は、選挙を実施する。

4項 会則第13条2項に掲げる副会長、理事、監事、顧問及び相談役の選任は、総会で承認を得た当該会長により実施される。

第13条 会則第17条に掲げる総会は、インターネット等を利用した電子会議とすることができる。

2項 会則第18条4項に規定する総会の議決は、インターネット等を利用した電子会議又は電子メールで行うことができる。

3項 会則第18条4項に規定する総会の議決は、議長以外の会則第12条に掲げる役員を含めて実施される。

4項 会則第18条5項に規定する委任状は、葉書のほかに都度理事会で協議し指定したファクシミリ又は電子メール等も認められる。

5項 委任状がファクシミリの場合は、送信元の番号が判別できるもの、また電子メールの場合は、登録されたメールアドレスから送信されたもの、その他の方法では都度理事会で指定したものに限り有効とする。また、受任者の氏名は、判読できる範囲で有効とする。

6項 自然災害等やむを得ない事象により通常の開催が困難な場合は、簡易な開催、延期又は中止をすることができる。また、本会は、その方法を都度理事会で協議し、決定する。

第14条 会則第19条に規定する理事会は、インターネット等を利用した電子会議とすることができる。

2項 会則第19条3項に規定する協議及び議決は、インターネット等を利用した電子会議又は電子メール等で行うことができる。

第15条 会則第20条に規定する役員会は、必要に応じて選出された役員をもって開催することができる。

2項 前項に規定した役員会の議決は、出席者の過半数を要する。

3項 会則第20条に規定する役員会は、必要に応じて理事又は会員を招集することができる。また、招集された理事又は会員は、発言権及び議決権を与えられる。

第16条 会則第21条に規定する委員会の種類、構成及び任務は、総会で承認を得た当該会長により決定される。

第17条 安定化基金の運用目的は、次のとおりとする。

1. 会務運営費用

会議、講習会、施設又はその他の活動等の運営に係る費用

2. 災害対策費用

自然災害、都市災害、人的災害、火災等及び流行性感染症等への対策に係る費用

2項 前項に掲げる支出は、都度理事会で協議し、決定する。

第18条 本会は、本細則を理事会で協議し、変更することができる。

2項 本細則に係る決議は、特段の指定がない限りその翌日から施行される。

付則

施行 平成13年4月1日

施行 平成22年4月1日

施行 平成23年4月1日

施行 令和2年4月1日

施行 令和3年4月1日